

### 1 計画策定の趣旨（条例第10条第1項）

- 平成20年に制定された「北海道科学技術振興条例（平成20年条例第4号。以下「条例」という。）」第10条第1項において、「道は、本道における科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画を策定しなければならない」とされており、現在の「北海道科学技術振興計画」の期間が令和4（2022）年度までであることから、令和5（2023）年度を始期とする4期目の計画を策定する。

### 2 計画に定めることとされている事項（条例第10条第2項）

- 科学技術の振興に関する基本的な目標及び施策
- 科学技術の振興に関し重点的に講ずる措置
- 施策を推進するための手法及び体制
- その他科学技術の振興に関し必要な事項

### 3 策定の手順

- 北海道科学技術審議会に諮問、同審議会に専門部会を設置して調査審議
- 地域懇談会における意見聴取、パブリックコメントの実施

### 4 スケジュール（案）

資料2のとおり